



さいたま市

都市イメージキャッチフレーズ  
ロゴタイプの使用について



さいたま市PRキャラクター  
つなが竜又っ

---

## 1 都市イメージキャッチフレーズ

---

# のびのびシティ さいたま市

## 2 キャッチフレーズのコンセプト

---

みんなが、のびのび、暮らせるまち。  
未来に向かって、伸びて伸びて、いくまち。

豊かな自然、安心して住める環境とともに、発展、進化していく、  
さいたま市の姿が《のびのび》の文字に込められています。

## 3 期待する効果

---

キャッチフレーズが市民に長く愛されるものとなるよう、あらゆる機会を通じて発信していくことにより、次のような効果を期待するものです。

- (1) さいたま市の都市イメージの形成と確立
- (2) 都市としての存在感のさらなる高まり
- (3) 市民の愛着と誇りの醸成

## 4 策定の経緯

---

平成23年3月に策定した「さいたま市PRマスタープラン」に基づき、都市イメージ戦略を進めるための一環として、都市イメージキャッチフレーズを市民参加により策定しました。

## 5 策定の背景

---

- (1) 合併による都市イメージの希薄化
- (2) 政策的な魅力づくりの必要性
- (3) 首都圏都市イメージに関する調査の中で、さいたま市のイメージは「特に何も思い浮かばない」という結果となった。(平成18年実施)
- (4) さいたま市市民意識調査の中で、市の魅力は「日常生活のしやすさ・交通の利便性」という結果となった。(平成18年実施)

## 6 ロゴタイプ

キャッチフレーズ策定に伴いロゴタイプを作成しました。各種印刷物、掲示物、ホームページコンテンツ、イベント等でキャッチフレーズを使用する際にご活用ください。

ロゴタイプの権利は、さいたま市に帰属しますが、以下の使用できない用途に該当しないかぎり、市民や事業者においても節度ある範囲で市に申請することなく自由に使用することができます。

### (1) 使用できない用途

- ① さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- ② 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- ③ 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- ⑤ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- ⑥ 第三者の利益を害するものと認められる場合
- ⑦ 都市イメージキャッチフレーズまたは都市イメージキャッチフレーズロゴタイプの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- ⑧ 都市イメージキャッチフレーズまたは都市イメージキャッチフレーズロゴタイプの一部を切り取って使用する場合
- ⑨ 都市イメージキャッチフレーズロゴタイプの著しい変形その他ロゴタイプの使用が適当でないと認められる場合
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と認められる場合

### (2) 上記の用途で使用した場合の取扱

市は、都市イメージキャッチフレーズまたは都市イメージキャッチフレーズロゴタイプを使用する者が上記(1)の用途で使用した場合、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

## カラーパターン

【色の目安】 緑部分=C50Y100 黒部分=K100

### ◆ 基本タイプ



### ◆ 縦タイプ



### ◆ 横タイプ



## グレーパターン

【色の目安】グレー部分=K80 黒部分=K100

### ◆ 基本タイプ



### ◆ 縦タイプ



### ◆ 横タイプ



## 白黒反転パターン

### ◆ 基本タイプ



### ◆ 縦タイプ



### ◆ 横タイプ



- 使用する際の背景色が濃く、ロゴタイプが目立たない又は見えにくい場合は、反転（白ヌキ）表示を用いるか、淡色の帯領域を作り、そこに表示することをおすすめします。
- ロゴパターンのデータファイルは、さいたま市の公式サイト（<http://www.city.saitama.jp/>）からダウンロードしてください。

---

————— キャッチフレーズを発信してください。 —————

- ロゴタイプの使用に関すること等で、不明な点は、シティセールス部までお問合せください。

直通：048-829-1034